

鳥取市地域公共交通総合連携計画策定調査業務公募型プロポーザル
選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 鳥取市地域公共交通総合連携計画の策定に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）による選定手続を厳正かつ公平に行うため、鳥取市生活交通会議内に鳥取市地域公共交通総合連携計画策定調査業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、プロポーザルに係る次の各号に掲げる事項について、調査及び審議する。

- （1）参加表明書の審査及び企画提案要請者の選定
- （2）企画提案の審査及び評価並びに最優秀企画提案者の選定
- （3）その他会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内により組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、会長が召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意

見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、鳥取市都市整備部都市政策課交通対策室において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職
谷本 圭志	鳥取大学工学部社会開発システム工学科准教授
中村 芳晴	日ノ丸自動車株式会社取締役営業部長
小原 保	鳥取市自治連合会
田中 政幸	都市整備部長
竺原 要四郎	鳥取運輸支局運輸企画専門官